平成２５年（フ）第１５１号
北九州市小倉南区中曽根東４丁目１番12号
破産者　木下ユミ子（旧姓河崎）
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県高山市片野町１丁目47番地
破産者　菅原　　進
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２号
高知県安芸市川北甲441番地６
破産者　島内　　智
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第６９４号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番34―201号
破産者　宮下美和子
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２５４号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目18番17号メゾンサンライズ407号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目９番23―501号
破産者　久場　　実
1　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
2　一般調査期日　平成26年１月17日午前10時
平成25年９月27日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３６号
広島県廿日市市友田501番地
破産者　岡田　信彦
1　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
2　一般調査期日　平成26年１月20日午前10時30分
平成25年９月30日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１１号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目７番８―102号
破産者　長谷川雅樹
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成25年12月４日午後１時30分
平成25年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６号
山形県東根市大字沼沢2566番地、前住所山形県東根市大字沼沢1604番地
破産者　森谷　江里
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午後２時15分
平成25年10月１日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９９号
愛知県半田市白山町５丁目213番地の11、従前の住所名古屋市中村区若宮町１丁目28番地の８キャッスル若宮302号
破産者　安井慎太郎
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年１月22日午後１時40分
平成25年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５２号
大阪市住吉区杉本１丁目１番27号　プロスペールアビコ503号、開始決定時の住所大阪市住吉区庭井１丁目２番17号
破産者　中辻　良幸
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成25年12月２日午後３時
平成25年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１号
福岡県久留米市長門石３丁目１番56号
破産者　有限会社久留米急送
1　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午前10時
平成25年９月30日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４８２号
札幌市中央区南14条西11丁目３番23―705号
破産者　横山　泰博
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月４日午後３時
平成25年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
神奈川県藤沢市善行団地３番　善行第三団地第21号棟第106号室、住民票上の住所三重県桑名郡木曽岬町大字栄98番地53
破産者　岸　　孝一
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月19日午後２時
平成25年10月１日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
三重県四日市市小牧町1042番地22
破産者　岡本打設こと　岡本　栄樹
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午後１時30分
平成25年10月１日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
青森県むつ市大湊町２番50号　海上自衛隊大湊基地業務隊、開始決定時の住所京都府舞鶴市字溝尻150番地15
破産者　高嶋　栄次
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成26年１月24日午前10時
平成25年10月１日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２３２７号
大阪市城東区野江３丁目24番14号　Ｓ―ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ野江509号木下明寛方、住民票上の住所大阪市北区菅栄町１番21―302号
破産者　中川　勝成
異議申述期間　平成25年11月18日まで
平成25年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３号
栃木県日光市猪倉3588番地１
清算株式会社　株式会社日本住宅構造製作所
清算人　竹澤　一郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０２３号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　佐藤株式会社
代表清算人　佐藤　彰芳
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
⑴　佐藤株式会社　　清算株式会社
⑵　平成25年３月31日　　基準日
⑶　別表「協定債権弁済予定表」　　別表
⑷　山形県信用保証協会、株式会社山形銀行及び株式会社日本政策金融公庫仙台支店　　配当対象協定債権者